

## 旭川市江丹別若者の郷活性化協議会設置要綱

### (設置)

第1条 江丹別地区の活性化につなげてゆくため、旭川市農政部が所管する「江丹別若者の郷」施設等の有効活用を具体策を検討する、「江丹別若者の郷」活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 江丹別地区の活性化につながる「江丹別若者の郷」施設等機能の活用並びに強化方策に関する事。
- (2) 地区内の各種資源を活用し、「江丹別若者の郷」施設等と連携した江丹別地区の活性化方策に関する事。

### (組織)

第3条 委員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域住民
- (2) 教育関係者
- (3) 民間企業関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

### (座長)

第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、旭川市農政部長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は原則として公開とする。
- 4 座長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(謝礼及び旅費)

第7条 委員へは次により謝礼を支給することができる。

- (1) 謝礼単価については、1回当たり2,000円とする。
- (2) その他、必要に応じ招聘旅費相当額を支給することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、旭川市農政部農政課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、旭川市農政部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年8月18日から施行する。